

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方[※]は、1年間、町税等の徴収の猶予を受けることができます。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方 (個人・法人は問いません。)

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる町税等

- ・ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する固定資産税、都市計画税、個人町県民税、法人町民税、国民健康保険税、軽自動車税、入湯税が対象になります。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の町税等(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等 (下記担当に事前連絡の上、ご相談ください。)

- ・ 各税の納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)までに申請が必要です。
- ・ 別添の申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。
- ・ 税務署、又は、年金事務所で同様の特例を許可された方は、その「申請書の写し」と「許可通知書の写し」を提出することで、この特例の申請手続きが簡単にできます。

庄内町 税務町民課納税係

担当(電話) 0234-42-0136、0137、0215